

次世代育成支援対策法に基づき、一般事業主行動計画を策定しましたので、公表します。

<一般事業主行動計画>

計画期間：平成 29 年 5 月 1 日～平成 34 年 4 月 30 日

1 雇用環境の整備に関する事項

(1)妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援する為の雇用環境整備

目標 1. 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

対策：・調査、検討
・制度に関する資料の作成、配布
・管理職を対象とした研修及び職員への周知

目標 2. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策：・制度に関する資料の作成、配布
・管理職を対象とした研修及び職員への周知

目標 3. 所定労働時間の削減のための措置の実施、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

対策：・現状についての調査、分析
・人員配置等の見直し
・管理職を対象とした研修及び職員への啓発活動